

# 南信州広域連合

## 看護師等確保対策修学資金貸与制度(概要)

対象職種	看護師・助産師・保健師・准看護師
貸与対象者	看護師等の養成施設に在学する者で、免許取得後、直ちに南信州圏域内の医療機関及び介護・福祉関係機関において、看護師等の業務に従事する意思を有する者。 ※看護師等とは上記の対象職種を指す。
貸与予定人数	毎年3月公開の募集要項にて提示。
貸与額	月額50,000円(年額600,000円)
貸与期間	養成施設の正規の修学期間内(貸与開始月から正規の修学月まで)
返還について	修学資金の貸与期間が満了、又は貸与決定の取消しとなったときに、返還開始。 ※ただし、以下の「返還の猶予」「返還の免除」の各欄に該当するときは、それぞれ猶予・免除の対象。
返還期間	返還となる場合の事実が生じた日の翌月から、貸与を受けた期間に相当する期間。
返還の猶予	次のいずれかに該当する場合は、その事由が継続する期間中、弁済期の到来していない部分の全額が返還の猶予の対象となる。 ①貸与決定の辞退・取消し後も在学中のとき(偽り不正等による取消しを除く) ②当該養成施設卒業後、さらに他の養成施設に修学した場合 ③免許取得後、南信州圏域内の「指定施設」に勤務しているとき。(疾病・負傷・出産等で就業する施設が定める休業制度の休業中の期間を含む。猶予期間は連合長が認めた期間)
返還の免除	次の全てに該当する場合は、弁済期の到来していない部分の全額が返還の免除の対象となる。 ①卒業(修了)した日の翌年の3月末日までに、対象職種資格取得のための試験に合格し、かつ、速やかに免許を取得。 ②免許を受けた後、直ちに「指定施設」で看護師等の業務に従事。 ③「指定施設」における看護師等の業務の従事期間が5年に到達。 (返還の猶予の対象となる休業期間を除く)
指定施設 (返還免除対象施設)	南信州圏域内の医療機関、介護・福祉関係機関 ※条例・規則で規定。
他制度の併用	他の同種の修学資金制度との併用貸与は不可。但し構成市町村及び長野県の制度との併用は可。
利息	無利息
保証人	1人(成年者に限る)

※南信州圏域とは、南信州広域連合を構成する区域を指す。 ※申込者多数の場合は、別途選考により貸与者を決定する。